

第1章 計画の策定にあたって

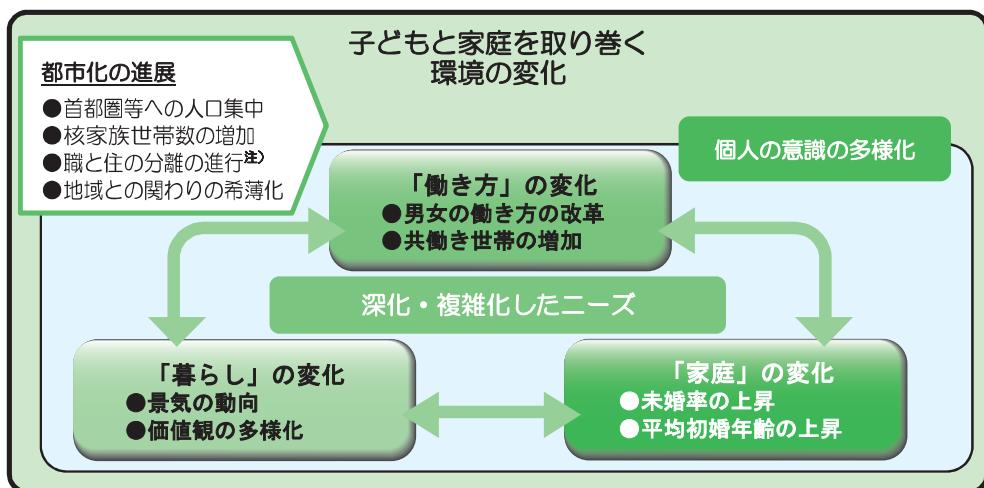
1 策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

急速な少子高齢化の進行は、人口構造に大きなアンバランスを生むとともに、将来的には、生産年齢人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、今後、我が国の社会・経済に深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、首都圏等への人口の集中を背景とした都市化の進展は、「核家族世帯の増加」、「職と住の分離の進行」、「地域との関わりの希薄化」などを生んできました。

さらに、共働き世帯の増加などの「働き方」の変化や景気の動向などの影響による「暮らし」の変化、未婚・晚婚化の進行による「家庭（家族形態）」の変化、また個人の意識の多様化などから子育て世代にも深化・複雑化したニーズが生まれており、他方児童虐待や待機児童など、子ども・子育てに関するさまざまな社会的問題が起きています。



注) 生活の場面と労働の場面を分離すること。(例. 通勤を伴うサラリーマンなど)

こうした背景から、国は2010(平成22)年1月に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、2012(平成24)年8月には「子ども・子育て関連3法」を制定しました。

さらに、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進するため、2015(平成27)年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

子どもや子育て家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識」のもとに、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援することが必要になってきているため、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に進めることを目指しています。

子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て関連3法

①子ども・子育て支援法

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のために必要な事項を定めるものです。

→ 幼稚園と保育所とで別々になっている利用手続きや公費負担の仕組みなどを、施設型給付を受ける幼稚園、保育所等に関して一本化（幼稚園は、子ども・子育て支援新制度へ移行し施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受ける幼稚園と、確認を受けず従来からの私学助成を受ける幼稚園とに分かれます。）

②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）

幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所とで別々になっている認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置付けを付与し、その設置及び運営その他必要な事項を定めるものです。

→ 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）

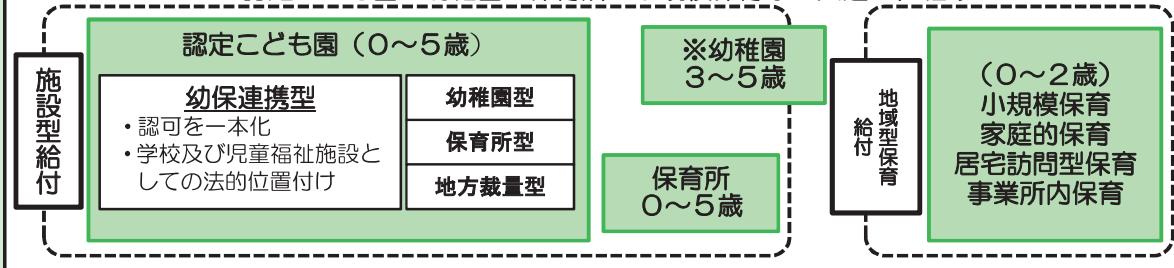
子ども・子育て支援法、認定こども園法の施行に伴い、児童福祉法等の関係する法律について規定を整備するものです。

『現行制度からの主な変更点』

●幼児期の学校教育・保育の提供を「個人への給付」に変更

3歳以上の全ての子どもへの学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等を通じた給付制度が導入され、いずれの施設を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となります。

■認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の仕組み



※幼稚園については、「子ども・子育て支援新制度へ移行する施設」と従来からの「私学助成を受ける施設」とを事業者が選択できる。

●市町村が制度の実施主体

これまで「幼稚園の所管は県」、「保育所の所管は市」と区分されていた制度の実施主体が、子ども・子育て支援新制度においては、従来からの私学助成を受ける施設を除き、市町村に一本化されます。

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定し、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するなど、その責務を負うこととなりました。

●消費税率引き上げに伴う財源確保

「子ども・子育て」は、社会保障・税一体改革において、社会保障分野の一つとして位置付けられ、子ども・子育て支援新制度の財源として、消費税率引き上げに伴う増収分が充当されます。

●「地域子ども・子育て支援事業」

下の右表で示した13事業について、地域子ども・子育て支援事業として法定化され、市町村が地域の実情に応じて実施することとなります。

■子ども・子育て支援新制度の給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
<ul style="list-style-type: none"> ■施設型給付 <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付 ■地域型保育給付 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育（利用定員6人以上19人以下） ・家庭的保育（利用定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育 ■児童手当 <ul style="list-style-type: none"> ・個人への現金給付 	<ul style="list-style-type: none"> ①妊婦健康診査 ②乳児家庭全戸訪問事業 ③子育て短期支援事業 ④養育支援訪問事業 ⑤病児保育事業 ⑥利用者支援事業 ⑦延長保育事業 ⑧放課後児童健全育成事業 ⑨地域子育て支援拠点事業 ⑩一時預かり事業 ⑪ファミリー・サポート・センター事業 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進する事業

(2) 計画策定の趣旨

本市では、2005(平成17)年3月に『川崎市次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン』を策定し、全ての子どもと家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

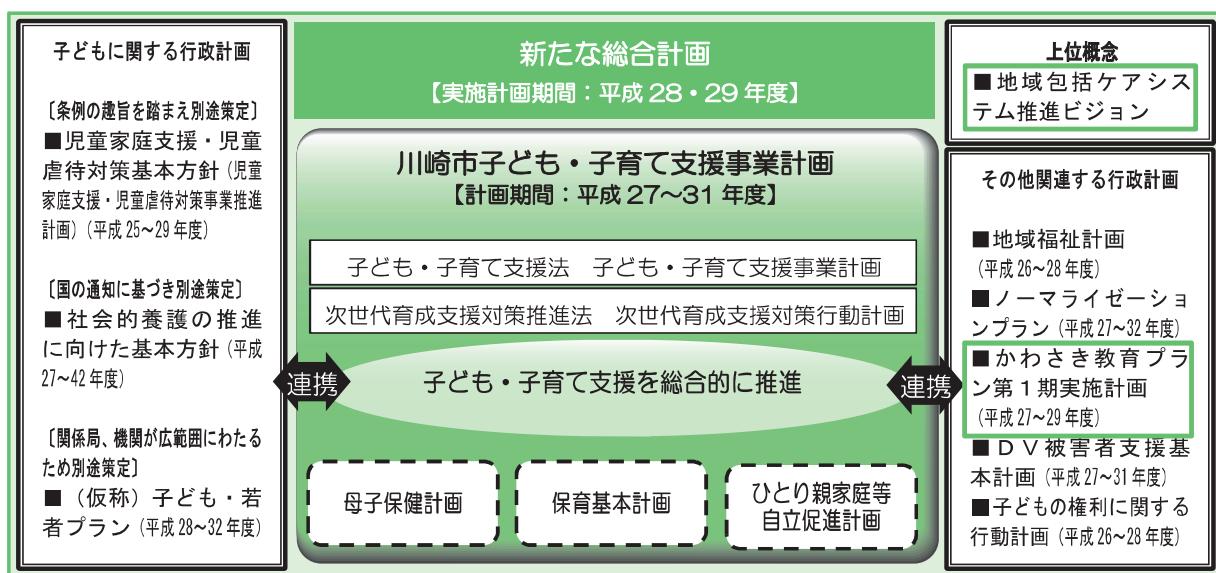
本計画は、引き続き次世代育成支援を推進し、2015(平成27)年4月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」への的確な対応を図るとともに、本市の社会状況や地域の実情に合わせながら、「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」の実現を目指し、生まれる前から青年期に至るまでの全ての子ども・子育て支援施策を総合的に推進するために策定します。

2 計画の位置付け

「子ども・子育て支援法」においては、市町村が幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施体制の確保、その他子ども・子育て支援の施策を総合的に推進するため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが規定されています。

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づいて策定するとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく本市の行動計画として、これまで取組を進めてきた『かわさき子ども「夢と未来」プラン』についても、計画の基本的な考え方等を継承し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な視点から展開を図ります。

※『川崎市次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン』
2005(平成17)年度から2014(平成26)年度までの10年間を計画期間として、おおむね18歳未満の全ての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。



【「新たな総合計画」や他計画との関係】

☆本市の市政運営の基本方針となる「新たな総合計画」、さらに「地域包括ケアシステム推進ビジョン」等との整合を図りながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進します。また、子ども・子育てに関する各種計画や「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画」等その他関連する各種計画との連携を図り、施策を推進します。

☆これまで子ども・子育て支援に係る施策分野の目標や、その達成に向けた事業の取組を位置付けた「母子保健計画」、「保育基本計画」、「ひとり親家庭等自立促進計画」の内容を包含したものとし、それぞれの計画における「目標」や「具体的な支援策」等を見据えて、その他の施策との連携・調整を図りながら総合的に推進します。

(参考)「次世代育成支援対策推進法」及び「子ども・子育て支援法」の基本理念と計画に関する条文

■次世代育成支援対策推進法（抜粋）

第3条（基本理念）

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

第8条（市町村行動計画）

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとする。

■子ども・子育て支援法（抜粋）

第2条（基本理念）

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

【「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」との関連】

- ☆「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」(以下「推進ビジョン」という。)は、本市の個別の行政計画の上位概念として位置付けられています。
- ☆本計画においても、基本理念の実現に向けては、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」を柔軟に適時適切に組み合わせる中で多様な主体の協働による取組が必要であることから、推進ビジョンの考え方を踏まえて、本計画を推進していきます。

<「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の概要>

全国的には、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年(平成37年)を目指し、高齢者を対象として地域包括ケアシステムの構築を目指していますが、本市の推進する「地域包括ケアシステム」は、次のような考えをもとに、高齢者をはじめ、障害者や子育て中の親などに加え、現時点で他者からの支援を必要としない方々を含めた「全ての地域住民」を対象として、その構築を推進することとしています。

- 主として高齢者を中心とした議論が展開されてきた「地域包括ケアシステム」ですが、実際には障害者や子ども、子育て中の親など、地域内において「何らかのケア」を必要とする全ての人を対象とした場合についても、各施策間の連携を図ることにより、その仕組みを共有できる部分が多いと考えられる。
- 自身がケアを必要としない場合においても、自立的に自らの健康状態・生活機能を維持・向上させる「セルフケア」や「地域のケアを支える」といった視点においては、全ての地域住民においてその重要性が認識され、実践されることが必要である。
- そのためには、若年層からのセルフケアの意識の醸成や健康づくりが重要であるとともに、希薄化が懸念される地域のつながりを取り戻し、誰もが互いに助け合う関係であるという認識を共有し、地域による自主的な「助け合い」の活動を活発化させていくなどの取組が必要不可欠である。

★「個別施策の展開とロードマップ」

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、関連個別計画のサイクルをステップとして、段階的に、具体的な各施策・事業の展開を図っていきますが、全体としては、次のロードマップにより推進することとしています。

- 「第1段階」 2018年(平成30年)3月末まで ~土台づくり~
「第2段階」 2025年(平成37年)まで ~ケアシステムの目標年次~
「第3段階」 地域包括ケアシステムのさらなる進化 ~時代や社会状況に応じた取組~

★「多様な主体」

地域包括ケアシステムの構築に向けては、行政だけではなく、事業者や町内会・自治会などの地縁組織、地域・ボランティア団体、住民など地域内の多様な主体による適切な役割分担が重要となります。この多様な主体による役割分担は、これまで一般的には、「自助・共助・公助」と表現されてきましたが、地域包括ケアシステムの考え方の中では「自助・互助・共助・公助」と区分されています。

- 「自助」 自らの活動により、自らの生活や健康を維持すること
「互助」 地縁組織やボランティア等のインフォーマルなサポートによる助け合い
「共助」 医療保険や介護保険のような社会保険を介して提供されるサービス
「公助」 主に税負担により提供される行政が担う社会福祉等

【川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築に向けて】

《川崎らしさ》を踏まえた取組を推進していく



- ・「若い都市」であること
- ・「様々な資源を基盤としたケアを行うことが可能な地域」であること
- ・「多様な地域と住民によって構成されるコンパクトな都市」であること

基本理念

**川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による
誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で
安心して暮らし続けることができる地域の実現**

意識の醸成と参加・活動の促進

『地域における「ケア」への理解の共有とセルフケアの意識の醸成』

誰もが、「自立した生活」と「尊厳の保持」を実現できるよう、地域全体が互いの生活への理解を深め、「共生の意識」を醸成し、「全員参加型の社会」を築いていくことが必要であり、すべての地域住民は、住み慣れた地域や自らが望む場での生活の継続に向け、健康状態・生活機能を維持・向上させるための自発的な努力（セルフケア）が求められる。

住まいと住まい方

『安心して暮らせる「住まいと住まい方の実現』』

「まちづくり」における本市の考え方を地域全体で共有し、統一された方針のもとに「まちづくり」を共同で進めていくことや、子どもから障害者、高齢者まで、地域における「顔の見える関係」を構築していくことが求められる。

多様な主体の活躍

『多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現』

「自助・互助・共助・公助」を柔軟に組み合わせ、地域における「助け合い」の仕組みを広く整備・機能させていくことや、本市が有する豊富な「ボランティア活動」や「民間資源」の活躍を推進していくこと、さらには、今後需要の増加が見込まれる「ケア」を効果的・効率的に行うためには、「多様な主体」の活躍と適時適切な役割分担が求められる。

一体的なケアの提供

『多職種が連携した一体的なケアの提供による、自立した生活と尊厳の保持の実現』

在宅療養は医療のみではなく、介護・看護・福祉・生活支援など、多職種が「顔の見える関係」を構築し、包括的・継続的なケアの提供を実現していくことが必要であり、これら多職種によるケアが、本人や家族の要望に単純に応えるのではなく、真のニーズを満たすために必要な手段を専門職としての立場から適切に提案していくことが求められる。

地域マネジメント

『地域全体における目標の共有と地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築』

「全市レベル」と「行政区レベル」の階層的なマネジメント体制により、地域の目標を地域全体で共有しながら、個々の活動が1つの目標に向かって機能するための仕組みを構築することが求められる。

5つの基本的な視点

【「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画」との関連】

☆本市の教育分野の基本計画である「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画」(以下「教育プラン」という。)では、教育の役割を「人・社会の発展の礎を築く」こととし、基本理念を「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」と定めています。

☆教育プランで推進する「教育のあり方」は、本計画の特に学齢期以降の施策推進と非常に関連が大きいものであり、教育プランと本計画との連携を強化し、取組を進めています。

<「教育プラン」の概要>

基本理念

夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

基本目標

自主・自立

変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

●：主な取組 ★：主な取組のうちの重点事業

基本政策

I

人間としての在り方生き方の軸をつくる

自尊感情や規範意識、人と関わる力等の子どもの社会的自立に向けて必要な能力や態度を、成長段階に応じて系統的・計画的に育む「キャリア在り方生き方教育」を推進します。

(18の施策及び主な取組)

- I - 1 キャリア在り方生き方教育の推進
★キャリア在り方生き方教育の推進

基本政策

II

学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

学ぶ意欲を高め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育み、一人ひとりが社会を生き抜くために必要な「生きる力」を確実に身に付けることを目指します。

(18の施策及び主な取組)

- II - 1 確かな学力の育成
★総合的な学力向上策の実施
II - 2 豊かな心の育成
●人権尊重教育及び多文化共生教育の推進
●読書のまち・かわさき事業の推進
II - 3 健やかな心身の育成
●子どもの体力の向上
★中学校完全給食の早期実施に向けた取組
II - 4 教育の情報化の推進
II - 5 特色ある高等学校教育の推進

基本政策

V

学校の教育力を強化する

学校が保護者、地域と連携しながら、地域の教育資源や人材を活用し、子どもや保護者、地域の実態に応じた創意工夫ある教育活動を進め、特色ある学校づくりを推進します。

ライフステージに応じた研修や教育実践等を通じて教職員一人ひとりの資質能力を高めるとともに、その力を組織的に機能させ、学校の教育力を高めます。

(18の施策及び主な取組)

- V - 1 学校運営の自主性、自律性の向上
●地域に開かれた特色ある学校づくりの推進
●区における教育支援の推進
V - 2 教職員の資質向上
★県費教職員の移管に伴う学校運営体制の構築

基本政策

VI

家庭・地域の教育力を高める

各家庭における教育や、地域による子どもや若者の育ちを支える取組を支援するとともに、地域の様々な大人が子どもたちの教育や学習をサポートする仕組みづくりを進めることによって、大人も子どもも学び合い、育ち合うための環境づくりや、子どもたちが地域の一員として夢や希望を持って豊かに育つことができる環境づくりに取り組んでいきます。

(18の施策及び主な取組)

- VI - 1 家庭教育支援の充実
VI - 2 地域における教育活動の推進
●地域教育会議の活性化
★地域の寺子屋事業

共生・協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

●：主な取組 ★：主な取組のうちの重点事業

基本政策

III**一人ひとりの教育的ニーズに対応する**

すべての子どもがいきいきと個性を發揮できるよう、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育「支援教育」を学校教育全体で推進します。

(18の施策及び主な取組)

III-1 支援教育の推進

★「児童支援コーディネーター」の専任化の推進

- 特別支援教育の推進
- いじめ防止対策の取組

基本政策

IV**良好な教育環境を整備する**

地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組や防災教育研究推進校の取組を支援する等、学校安全を推進します。

「学校施設長期保全計画」に基づく取組を進め、より多くの学校の教育環境を早期に改善する等、安全・安心で快適な教育環境を整備します。

(18の施策及び主な取組)

IV-1 学校安全の推進

IV-2 安全安心で快適な教育環境の整備

★学校施設長期保全計画の推進

IV-3 児童生徒増加への対応

- 新川崎地区、小杉駅周辺地区の小学校新設に向けた取組

基本政策

VII**いきいきと学び、活動するための環境づくり**

市民の「学ぶ力」を育み、市民の自治力の基礎を培うため、自ら課題を見つけ、自主的に学び、その成果を活かす学びの機会提供を促進します。

社会教育の展開を通じて、市民の学びを通じた出会い（「知縁」）を促進し、それが新たな「絆」「つながり」を生み出すよう支援するとともに、地域における社会教育の担い手を育成していきます。

社会教育施設の長寿命化の推進など生涯学習環境の充実を図ります。

(18の施策及び主な取組)

VII-1 自ら学び、活動するための支援の充実

★地域の生涯学習の担い手を育てる仕組の構築

- 図書館運営事業

VII-2 生涯学習環境の整備

- 社会教育施設の長寿命化

- 学校施設の有効活用

基本政策

VIII**文化財の保護活用と魅力ある博物館づくり**

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、市民が文化財に親しむ機会を充実させ、文化財に対する市民意識を高め、文化財を活かした魅力あるまちづくりを目指します。

博物館施設「日本民家園」、「かわさき宙と緑の科学館」の特性・専門性を活かした博物館活動の充実や施設間連携等により、各施設の魅力向上につながる事業を展開します。

(18の施策及び主な取組)

VIII-1 文化財の保護・活用の推進

- 文化財保護活用計画に基づく取組の推進

- 新たな文化財保護制度の整備

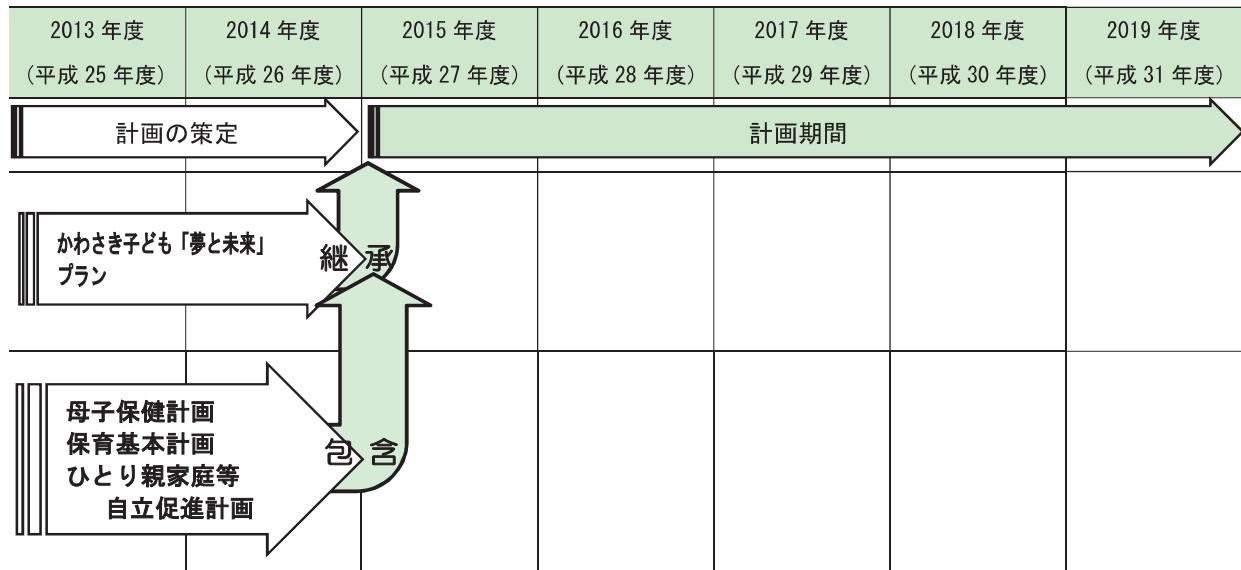
★国史跡橘樹官衙遺跡群の史跡整備の推進

VIII-2 博物館の魅力向上

- 日本民家園開園50周年に向けた取組

3 計画の期間

この計画は、2015(平成27)年4月からスタートの「子ども・子育て支援新制度」への的確な対応を図るため、2014(平成26)年度中に策定し、2015(平成27)年度から2019(平成31)年度までの5年間を計画期間とします。



4 計画の対象

この計画は、おおむね18歳未満の全ての子どもとその家庭を対象としていますが、次代の親づくりという視点から、一部の施策については、今後、親となる若い世代も対象としています。